

## 公立大学法人県立広島大学の令和2年度の年度計画について

令和2年4月17日  
大学教育振興担当

## 1 趣 旨

公立大学法人県立広島大学から、地方独立行政法人法第27条の規定に基づき、令和2年度の年度計画について届け出があったので、その概要を報告する。

## 2 年度計画の概要

## (1) 基本的な考え方

第三期中期計画（令和元年度～6年度）の2年目となる令和2年度は、学部・学科等再編の初年度に当たり、新たなカリキュラムの適切な運営を図るとともに、来年度に予定する叡啓大学の設置に向けて、開学準備を着実に進める。

## (2) 主要事業

中期計画の目標	重点的に取り組む主な事項
教育の質の向上	学部・学科等の再編 ・新たな教育プログラムの円滑な実施，運営状況の検証(1) ・保健福祉学部に係る文部科学省への設置届出及び指定申請(1) 組織的な教育の実施 ・全学的なアクティブ・ラーニングの推進，FD（教員研修）活動の展開(4) 学修時間の実質的な増加・確保と把握 ・課題の提示や学修環境の改善等を通じた学修時間の増加及び確保(8) 全学的な教学マネジメントの確立 ・高等教育推進機構による全学的な教育改革に資する業務方針の策定(9) ・教学IR活動を通じた教育情報の収集，学修成果の可視化(9) 副専攻プログラムの導入 ・学生の幅広い学びに資する副専攻プログラムの提供及び拡充(11) 意欲ある学生の確保 ・入試改革の動向や志願状況等を踏まえた入学者選抜方法の改善(13) 全学共通教育の充実 ・eラーニングシステムの活用等による全学的な英語力の向上(17) 専門教育の充実 ・高い国家試験合格率の達成に資する組織的な取組の実施(20) 国際化に関する取組の促進 ・多様な国々・地域からの優秀な外国人留学生の受入促進(27) 大学院教育に係る教育内容の充実 ・HBMSにおける実践的な教育プログラムの運営(32)
研究の質の向上	外部研究資金の獲得支援 ・競争的外部資金等の公募情報の収集・共有化，教員の助成金申請支援(39)
新たな教育モデルの構築	実践的な教育プログラムの整備 ・設置認可申請の審査意見への適切な対応，教育プログラムの具体化(42) 意欲ある学生の確保 ・適切な入学者選抜の実施，各種広報活動を通じた意欲ある学生の確保(45) 実践的な課題解決演習等の展開 ・企業や市町，国際機関等の提携先とのプログラムの具体化に向けた調整(47)
地域貢献，大学連携の推進，学生支援	リカレント教育プログラムの開発・提供 ・履修証明制度等を活用した教育プログラムの開発及び提供(52)
法人経営	戦略的広報の展開 ・大学のブランド価値向上に向けた取組の推進，国内外に向けた発信(78)

各項目の（ ）内の数字は，年度計画の取組番号（年度計画本文の各取組事項の末尾に記載）

**公立大学法人県立広島大学**

**令和2年度 年度計画**

**令和2年3月**

# 目 次

I 県立広島大学の教育の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	
1 教育に関する取組	1
1-1 教育内容の質的向上・質的転換	1
(1) 教育課程（プログラム）の見直し	1
(2) 組織的な教育の実施と学修時間の実質的な増加・確保	1
(3) 全学的な教学マネジメントの確立	2
(4) 教育システムの再編と教育プログラムの再構築	3
1-2 意欲ある学生の確保	3
2 学士課程教育に関する取組	3
2-1 卒業時に保証する能力水準の具体化とその確保	3
2-2 全学共通教育の充実	4
2-3 専門教育の充実	5
2-4 国際化に関する取組	6
3 大学院教育等に関する取組	7
3-1 大学院教育に係る教育内容の充実	7
3-2 助産学専攻科に係る教育内容の充実	8
II 県立広島大学の研究の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	
1 研究水準及び研究の成果等に関する取組	8
(1) 重点的研究区分の明確化と研究推進	8
(2) 学際的・先端的研究の推進	8
(3) 研究の質の向上	8
2 研究推進体制等の整備に関する取組	9
(1) 産学官連携の推進	9
(2) 外部研究資金の獲得支援	9
(3) 研究費の効果的な配分	9
(4) 研究費の適正使用の徹底	9
III 新たな教育モデルの教育の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置	
1 新たな教育モデルの構築	10
2 1法人2大学による効果的・効率的な運営体制の構築	10
IV 共通する目標（地域貢献，大学連携の推進，学生支援）を達成するために取るべき措置	
1 地域貢献に関する取組	11
1-1 地域における人材の育成に関する取組	11
(1) 生涯を通じた学びの場の提供	11
1-2 地域との連携に関する取組	11
(1) 地域貢献・連携機能の強化	11
(2) 地域貢献・連携活動の質的向上	12
2 大学連携推進に関する取組	12
3 学生支援に関する取組	13
V 法人経営に関する目標を達成するために取るべき措置	
1 業務運営の改善及び効率化に関する取組	15
(1) 組織運営の改善	15
(2) 教職員の教育力等の向上	15
(3) 戦略的広報の推進	15
2 財務内容の改善に関する取組	16
(1) 自己収入の改善	16
(2) 経費の抑制	16
(3) 資産の管理・運用の改善	17
3 自己点検・評価に関する取組	17
4 その他業務運営に関する重要な取組	17
(1) 危機管理・安全管理	17
(2) 社会的責任	18
(3) 情報公開の推進	18
(4) 施設設備の整備・活用	18
(5) 支援者等との連携	18
VI 予算，収支計画及び資金計画	
1 予算（令和2年度）	19
2 収支計画（令和2年度）	20
3 資金計画（令和2年度）	21
VII 短期借入金の限度額	21
VIII 重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画	21
IX 剰余金の使途	21
X 県の規則で定める業務運営に関する事項	22

# I 県立広島大学の教育の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

## 1 教育に関する取組

### 1-1 教育内容の質的向上・質的転換

#### (1) 教育課程（プログラム）の見直し

##### ① 学部・学科等の再編

- 学部・学科等再編後の新設課程において、「課題探究型地域創生人材」の育成に向けた新教育プログラムの運営を円滑に実施するとともに、その運営状況を学生アンケート等の結果に基づき検証し、必要に応じて、教育プログラムの改善に取り組む。
- 保健福祉学部において、令和3年4月の再編に向けて、文部科学省大学設置室に学部の学科の設置を届け出るとともに、同省医学教育課に看護師学校等指定申請を、厚生労働省に社会福祉士・精神保健福祉士養成課程に係る確認変更届を行う。(1)

##### ② 人材育成目標及び学位授与方針等の見直し

- 入学者選抜状況、国家試験合格率を含む学修成果、求人・就職状況、実習施設での学生に対する評価、卒業生に対する評価などに基づいて、必要があれば、各学部等の人材育成目標の改定を行う。(各学部・学科・コース、大学教育実践センター)
- 全学(大学・大学院)及び各学部・各専攻において、学部長・学科長・コース長や研究科長・専攻長が中心となって、人材育成目標及び卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)について、妥当性と整合性を検証し、卒業(修了)時の学生の満足度等に留意し、継続的に検証する。(2)

##### ③ 教育プログラムの改善と構造の明示

- 大学教育実践センターと各学部・学科・コースが連携し、学生に対する履修指導に履修系統図(カリキュラムマップ)や履修モデルを引き続き活用するとともに、必要に応じてカリキュラムマップ等の改善を図る。
- 学部・学科等再編後の新設課程において、専門性の異なる学生が協働して地域課題などに取り組むことを通じて学びを深める科目や、教育資源を活かした多様な副専攻プログラムを提供するとともに、各授業科目におけるアクティブ・ラーニングの更なる拡大等に向けた取組を推進する。(3)

#### (2) 組織的な教育の実施と学修時間の実質的な増加・確保

##### ④ 教育内容・方法の改善に資する取組の推進

- 大学教育実践センターにおいて、県立広島大学アクティブ・ラーナー育成研修体系に基づき、教職員向けの基本研修(基本的教育技法、授業改善、シラバスの改善、ICTを用いた授業実践等)を実施する。
- 大学教育再生加速プログラム(AP)事業の成果を活かし、学修者中心の教育への転換を促進するため、授業公開・授業参観(ピアレビュー)の全学的な拡大を図る。
- 各学部において、アクティブ・ラーニングの推進や授業評価アンケートの組織的な活用、ティーチング・ポートフォリオの活用等によるFD活動を継続する。(4)

[数値目標：アクティブ・ラーナーとしての資質が伸長したと実感できる学生の割合… 90%]

##### ⑤ 学修成果の把握と検証

- 地域文化コース(地域創生学部地域創生学科)・国際文化学科において、学生の履修状況に関する情報をチューター等が共有し、教育の組織的改善につなげる。また、

学修成果の検証に係る取組の一環として、学生に対して「英語」「中国語」「韓国・朝鮮語」の各種検定受検を勧め、課題の把握と改善に引き続き取り組む。

- 健康科学コース（同上）・健康科学科において、卒業時の学生を対象に実施している教育プログラム（カリキュラム）に関するアンケート調査等を継続し、学修成果の検証やカリキュラムの見直しなどにつなげる。また、栄養教諭養成プログラムの充実に向けて、非常勤講師と連携し、組織的・効果的な教育を行う。
- 地域産業コース（同上）・経営情報学部において、学部重点事業として取り組む学外試験の活用や学外実習の促進を通じて、学修成果の把握や向上に努める。
- 生物資源科学部・生命環境学部において、学生アンケートの結果、GPA値の推移、専門分野に係る資格試験の受検状況や合格率などに基づいて、学生の学修成果の把握や検証に引き続き取り組む。
- 保健福祉学部において、引き続き全学生に対してチューター等による面談を行い、卒業後のキャリアを見据えた個別支援を通して、学修成果の把握や向上に努める。
- 「アクティブ・ラーナー自己評価ルーブリック」と「TOEIC学習シート」を期初面談で活用し、学修成果の把握に基づく動機付けに結び付ける。
- 令和元年度の全学共通教育科目「大学基礎セミナー」で得られた科目ルーブリックの成果を共有し、各授業における積極的なルーブリックの利用を促進する。 (5)

#### ⑥ 適正な成績評価と単位認定

- 新設・既設の各学部等において、成績評価の指針・ガイドラインに基づいて適正な成績評価と単位認定を行うとともに、その妥当性の検証を行い、必要に応じて改定を行う。 (6)

#### ⑦ シラバスの充実

- 大学教育実践センターにおいて、シラバスの充実に向けて同記載要領の周知の徹底と、教員相互の確認・点検を着実に実施するとともに、ウェブ・サイトへの掲載を通して、シラバスを学内外に周知する。併せて、教学システムの学修支援機能の活用を促進する。 (7)

#### ⑧ 学修時間の実質的な増加・確保とその的確な把握

- 大学教育実践センターにおいて、学生のアクティブ・ラーニングを促す取組を推進するとともに、学修支援アドバイザーの養成等の各種支援制度を継続し、引き続き、学生の学修意欲の向上に努める。
- シラバスを通じた課題の明示や、授業外学修の充実に資する学修環境の改善を行い、学生の学修時間の増加及び確保に努める。また、各種調査やアンケート等により、その状況を把握し、検証する。 (8)

〔数値目標：図書館（ラーニングcommonsを含む）や学内自習室等を活用して主体的に学修した学生の割合… 80%〕

### (3) 全学的な教学マネジメントの確立

#### ⑨ 全学的な教学マネジメントの確立

- 高等教育推進機構において、教育情報や学外ニーズ、他大学の取組等の調査・分析を踏まえた、エビデンスに基づく全学的な教育改革に資する業務方針を策定し、戦略的な教学マネジメントに取り組む。また、同機構に「教学IR推進室」を設置し、各学部等と連携して、学内の教育情報の収集や学修成果の可視化等を推進する。
- 学部等再編推進室において、教学マネジメントの確立の観点からも不可欠な、県立広島大学としての教・教分離制度について、令和3年度導入に向けた準備を進める。 (9)

#### (4) 教育システムの再編と教育プログラムの再構築

##### ⑩ 全学共通教育推進体制の強化

- 大学教育実践センターと各学部等が連携し、再編後の全学共通教育プログラムについて授業評価アンケート等の結果を踏まえ、学修成果の検証を行う。また、各部局等との協力体制を更に強化し、同プログラムの改善に継続的に取り組む。(10)

##### ⑪ 副専攻プログラムの導入と他学部履修等の促進

- 各学部等において、学生の幅広い学びに資する開放科目や副専攻プログラム等を提供する。また、学部・学科等の垣根を越えて提供できる更なる副専攻プログラムの開発について検討、準備する。(11)

〔数値目標：幅広い学びができたと実感できる学生の割合… 90%〕

#### 1-2 意欲ある学生の確保

##### ⑫ アドミッション・ポリシーの明確化と発信

- 意欲ある学生の確保に向け、再編後の県立広島大学の魅力やアドミッション・ポリシー等の周知について、引き続き、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）やウェブ・サイト、入試広報用の冊子を活用するとともに、高校訪問、公開授業、オープンキャンパス、高大連携講座等の機会を通じて、効果的に行う。(12)

##### ⑬ 入学者選抜方法の改善

- 入試改革の動向や志願状況等に基づき、多面的かつ総合的な選抜方法への転換について、引き続き段階的な導入を推進する。(13)

##### ⑭ 戦略的な広報による優秀な学生の確保

- 優秀な学生を確保するため、引き続き、ウェブ・サイトやSNSの充実・活用を推進するとともに、大学説明会やオープンキャンパス、多様な高大連携公開講座や授業公開、高校訪問など、全学的に入試広報に取り組む。
- 高等教育推進機構において、教学IRを活用した調査・分析を行うとともに、高校生や保護者、高等学校等のニーズを把握し、戦略的な方針決定につなげる。
- ブランド企画推進室において、令和3年度入試に向けた重層的な広報プランを作成し、志願者増を図る。(14)

##### ⑮ 社会人の受入れ促進

- 社会人特別選抜入試や科目等履修生・聴講生の受入れなど、社会人の受入れを引き続き実施する。
- 大学院の各専攻において、引き続き、長期履修制度を適切に運用する。(15)

#### 2 学士課程教育に関する取組

##### 2-1 卒業時に保証する能力水準の具体化とその確保

##### ⑯ 卒業時に保証する能力水準の具体化とその確保

- 地域文化コース・国際文化学科において、卒業論文の水準の向上に向けて、初年からの履修指導やルーブリックの活用に取り組むとともに、同論文の最終報告会を実施する。
- 健康科学コース・健康科学科において、学生アンケート等の結果に基づき、学生が修得した力の把握に努めるとともに、その力やスキルのレベルを学生が自ら客観視できる実習内容の充実に取り組む。

- 地域産業コース・経営情報学部において、課題発見・解決力、論理的思考力、コミュニケーション力の向上などを図るため、アクティブ・ラーニングの拡大を通して、教育プログラムの充実を図る。
- 地域資源開発学科において、卒業時に保証する能力水準を確保するため、学生と教員が相互に学修到達度を確認するとともに、ルーブリック等を活用し、各授業科目の評価基準に基づく厳正な成績評価を行う。
- 生命科学コース・生命科学科において、ディプロマ・ポリシーに示した3要素の内容の確保に向けて、各授業科目で設定した評価基準に基づく成績評価を厳正に行うとともに、卒業論文発表会などを通じて、それら要素の修得に引き続き取り組む。
- 環境科学コース・環境科学科において、卒業時に保証する能力水準の確保に関する取組の一環として、卒業論文の中間発表（3年次）及び中間報告書の提出（4年次）を課し、学科教員による組織的評価を基に、その後の指導につなげる取組を継続する。
- 保健福祉学部において、地域包括ケアシステムに関する最新の動向を踏まえた授業展開を図るとともに、ヘルスサポーターマインド（コミュニケーション力、倫理的思考力、ニーズに気づき行動する力）の修得に向けた取組を継続する。 (16)

## 2-2 全学共通教育の充実

### ⑰ 英語力の全学的な養成

- 大学教育実践センターが各学部と協働し、TOEIC得点向上事業を引き続き実施する。学生が自身の英語力を把握し、目標と計画を記す「TOEIC学習シート」を継続的に運用するとともに、eラーニングシステムや学修支援アドバイザーの活用等と併せて、全学的な英語力の向上に努める。
- 学修状況や得点データを収集し、より効果的な学修方法や教材の開発に努める。 (17)

〔数値目標：卒業時までにTOEIC550点以上の到達者数 … 100人〕

### ⑱ 地域社会で活躍できる実践力等の育成

- 大学教育実践センターと各学部等が連携して、引き続き学生のフィールドワーク等の「行動型学修」を支援するとともに、これまでの成果を活かし、地域を学びの場とする授業科目の充実を図る。 (18)

### ⑲ 国家資格取得のための実習や地域活動を通じた学生の社会的自立の支援

- 地域連携センターと各学部等が連携し、学生の学内・学外での多様な実践活動（地域の行事やイベントを支援するボランティア、地域課題解決に係る調査や提案等）への参加を、引き続き促進する。
- 国際文化学科において、「教育実習」や「博物館実習」の事前・事後学修の支援等を通じて、免許・資格の取得を支援する。
- 健康科学科及び保健福祉学部において、実習施設との連携の強化により実習内容の充実に努める。
- 地域産業コース・経営情報学部において、学外での実践的な活動を含む演習・実習科目をフィールド科目と位置づけ、ボランティア活動や地域貢献活動などに取り組む。また、これらの取組を通じて、学生と地域住民との交流を促進する。
- 生物資源科学部・生命環境学部の「生命環境科学基礎セミナー」、「フィールド科学」、「同実習」、「環境科学セミナーⅠ・Ⅱ」等において、地域課題の解決に取り組んでいる学外講師や企業の実務担当者を招聘するとともに、地域の施設見学を通じた課題の再確認等により、地域課題解決や業界の専門職に対する学生の関心の向上に努める。 (19)

## 2-3 専門教育の充実

### ⑳ 一貫した学士課程教育の推進

- 各学部・学科・コースにおいて、カリキュラム・ポリシーに基づき、大学教育実践センターとの連携の下、初年次から卒業年次までの効果的な教育を実施する。
- 地域文化コース・国際文化学科において、学生の履修状況に関する情報をチューター等が共有し、教育の組織的改善につなげる。また、学修成果の検証に係る取組の一環として、学生に対して「英語」「中国語」「韓国・朝鮮語」の各種検定受検を勧め、課題の把握と改善に引き続き取り組む。【再掲5】
- 健康科学コース・健康科学科において、引き続き、教育プログラムの点検・評価・改善を行うとともに、高い国家試験合格率を維持するための対策講座や模擬試験を正課外で、きめ細かに実施する。
- 地域産業コース・経営情報学部において、「学士・修士5年一貫教育プログラム」を引き続き実施する。また、学部重点事業として取り組む学外試験の活用や学外実習の促進を通じて、学修成果の把握や向上に努める。【一部再掲5】
- 生物資源科学部・生命環境学部において、初年次から卒業年次までの教育プログラムの運営と成果について、学部独自で実施するアンケート調査の結果を踏まえて精査・点検する。
- 保健福祉学部において、高い国家試験合格率を維持するために、学生のグループ学修を促進する指導、模擬試験の結果を踏まえた個別指導を行うとともに、受験対策講座等を実施する。(20)

〔数値目標：自身と同じ専門（学修）分野に進学を希望している高校生に対して  
本学を勧める割合※…広島85%以上、庄原70%以上、三原90%以上〕（既設・  
新設学部）※学生意識調査V問3㉑の肯定的な回答（4年次）

〔数値目標：管理栄養士国家試験の合格率…95%〕

〔数値目標：看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の各国家試験の  
合格率…100%〕

〔数値目標：社会福祉士国家試験の合格率…90%〕

〔数値目標：精神保健福祉士国家試験の合格率…95%〕（何れも新卒者）

### ㉑ 社会的評価を有する審査・試験の積極的な活用による学修成果の検証

- 各学部・学科・コースにおいて、専門分野に応じた各種資格・検定試験等に関する情報を学生に提供するとともに、支援講座の開設等により学生の受検率及び合格率の向上を図る。
- 各学部において合格率等の情報を収集し、学修成果の検証に活用する。(21)

### ㉒ 専門分野に係る経過選択制の運用状況の検証

- 各学部・学科・コースにおいて、令和2年度入学者選抜から導入した経過選択制について、アンケート結果等に基づいて運用状況等を検証するとともに、必要があれば改善し、満足度の向上と適切な運用に努める。(22)

### ㉓ 国際社会や地域社会で活躍できる人材及び専門技術人材の育成

- 地域文化コース・国際文化学科において、国連やJICAの職員などを招聘し、オープンセミナーや座談会を開催するとともに、協定校との交流事業の実施等により、国際社会で通用する実践力の涵養に努める。
- 健康科学コース・健康科学科において、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格について、関係授業科目に関する履修指導を徹底し、当該資格の取得を促進するとと

もに、取得状況に係る検証を行う。

- 地域産業コース・経営情報学部において、グローバル化に対応した専門的な知識や情報技術を積極的に吸収・発信できる力の強化に取り組む。併せて、日経テストや情報処理技術者試験の受験者数の増加を図る。
- 生物資源科学部・生命環境学部の「生命環境科学基礎セミナー」、「フィールド科学」、「同実習」、「環境科学セミナーⅠ・Ⅱ」等において、地域課題の解決に取り組んでいる学外講師や企業の実務担当者を招聘するとともに、地域の施設見学を通じた課題の再確認等により、地域課題解決や業界の専門職に対する学生の関心の向上に努める。  
【再掲 19】
- 保健福祉学部において、地域包括ケアシステムに関する最新の動向を踏まえた授業展開を図るとともに、学外実習における学生の経験を共有するためのセミナーを開催し、異なる経験から学び合う機会を設ける。(23)

#### ⑳ 教職課程の運営と検証

- 教職課程を設置する学科・コースと教職委員会が連携し、地域の教育に貢献できる人材を育成するため、学内外のリソースを最大限に活用した研修の仕組みを構築する。
- 各学部・学科・コースにおいて、広島県及び周辺地域の教員養成の状況を把握しながら、教職課程について恒常的な検証を実施する。
- 副専攻プログラムとして申請中の「養護教諭一種免許状」課程について、保健福祉学部においてそのマネジメント・運営体制の確立を図る。(24)

### 2-4 国際化に関する取組

#### ㉕ 国際交流センターの機能強化

- 国際交流センターにグローバル化に向けた全学的取組の企画・立案、海外の教育・研究機関や企業との交渉等の、総合的な施策を総括する特任教授（センター長）を配置し、既設大学の各学部等や新大学設置準備センターと連携し、海外における協定校の発掘、既存協定校との関係強化を図る。(25)

#### ㉖ 海外留学等の促進

- 国際交流センターと各学部等が連携し、学生のニーズを踏まえた長期留学制度や短期海外研修プログラムの充実を図るとともに、学外機関の海外派遣プログラムの積極的な活用を促進する。
- 派遣学生に対して、専門家による渡航前オリエンテーション等の事前研修を行うとともに、教職員向けの危機管理研修を実施し、危機管理対策の充実を図る。
- 留学の成果に係る検証の一環として、引き続き留学前後のTOEIC受検を義務付ける。(26)

〔数値目標：海外留学派遣学生数（大学院生含む）… 110人〕

#### ㉗ 優秀な留学生の受入促進

- 優秀な外国人留学生の確保に向けて、国内外における日本留学フェア等への参加や、国公立大学への進学実績の高い日本語学校等との連携を図るとともに、引き続き、協定校からのイングリッシュトラック生等の確保に努める。
- 短期受入プログラム事業等により、協定校等からの留学生の受入拡大を図る。
- 各学部・学科・コース・大学教育実践センターにおいて、交換留学生を対象とする英語による授業科目の拡充について検討する。

- 国際交流センターとキャリアセンター及び各部局等が連携して、卒業留学生に関する情報の収集を継続し、情報の蓄積と拡充を図る。(27)

〔数値目標：留学生受入数（大学院生等含む）… 130人〕

### ⑳ 日本人学生と外国人学生の交流促進

- 国際交流センターにおいて、各学部・学科・コースとの協力の下、バディ活動や留学生の歓送迎会等を実施し、外国人留学生と日本人学生との交流を促進するとともに、外国人留学生の生活・活動の支援を行う。(28)

## 3 大学院教育等に関する取組

### 3-1 大学院教育に係る教育内容の充実

#### ㉑ 優れた研究者と高度な専門知識や技術を有する職業人の養成

- 総合学術研究科及び経営管理研究科において、全在学生を対象とするアンケート調査を実施し総合的な満足度等を把握するとともに、前年度の調査結果に応じた取組を各専攻で実施する。
- 同研究科の各専攻において、大学院生対象の研究活動支援制度の活用を促進し、学生の学会発表や学術論文の公表を奨励する。
- 経営管理研究科ビジネス・リーダーシップ専攻（HBMS）において、イノベーションを起こすなどのマネジメント力の育成に加え、社会の大きな変化を捉えた先端的なマネジメント力を養成する教育プログラムの充実に引き続き、取り組む。
- HBMSにおいて、教育課程や学生支援等に関する資料を収集・整理・分析し、「点検・評価報告書」に適切に反映させるとともに、公益財団法人大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価を受審する。(29)

〔数値目標：修了時の総合的満足度… 90%〕

#### ㉒ 定員充足率の改善

- 総合学術研究科において、定員充足率の改善に向けて、各専攻の課題解決に資するニーズ調査や広報活動等を研究科の重点事業として推進する。(30)

〔数値目標：研究科全体の定員充足率… 90%〕

#### ㉓ 大学院教育の高度化や再編

- 総合学術研究科の各専攻において、教育内容及び学修環境の質的向上を図るとともに、学部等再編推進委員会大学院部会において、再編後の学士課程との接続に留意した大学院修士・博士課程のあり方について検討する。
- 保健福祉学専攻博士課程後期について、令和4年4月の設置を目途に、大学設置者との協議を緊密に行うとともに進行管理に努め、文部科学省大学設置室に設置認可申請を行う。(31)

#### ㉔ 経営学分野の機能強化

- HBMSにおいて、地域における経営人材の育成に係る体系化されたプログラムとして、浮城塾（三原市）に加え、福山市でも地域型プログラムを提供する。また、分野・課題型プログラムとして、アグリ・フードマネジメント講座に加え、ヘルスケア経営人材育成講座（仮題）を開講する。

- 広島市、福山市における企業内イノベーターの育成に向けて、各企業の人事・教育担当者と協働して、新たな育成プログラムを展開する。(32)

〔数値目標：経営管理研究科（HBMS）志願倍率 … 2倍〕

〔数値目標：HBMSにおける社会人教育プログラム等※の受講申込者数 … 60人〕

※正規課程学生以外を対象とするもの

### ③③ シンクタンク機能の充実

- 地域基盤研究機構と各部局等が連携し、自治体や地域団体との意見交換等により地域社会や産業界の課題を抽出し、協働で解決策を探る。
- 「防災社会システム・デザインプロジェクト研究センター」、 「HBMS 地域医療経営プロジェクト研究センター」において、自治体や企業、団体と連携し、課題の抽出やその解決に向けて協働する。(33)

## 3-2 助産学専攻科に係る教育内容の充実

### ③④ 実践力のある助産師の養成

- 助産学専攻科において、実習施設との連携の強化、並びに学生や卒業生等の評価結果に基づいて学修内容の充実を図る。
- 助産師養成課程の今後のあり方について、引き続き検討する。(34)

〔数値目標：助産師国家試験の合格率 … 100%〕

## II 県立広島大学の研究の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

### 1 研究水準及び研究の成果等に関する取組

#### (1) 重点的研究区分の明確化と研究推進

##### ① 重点的研究区分の明確化と研究推進

- 科学研究費補助金の採択件数の増加など、研究力の向上を図るため、重点研究区分「若手奨励研究」を引き続き運用し、若手研究者の育成支援を継続する。
- 県内産業の振興や地域課題の解決に資する「地域課題解決研究」を推進し、ウェブ・サイトの活用や成果発表会の開催等により、研究成果に係る情報発信を行い、地域への還元効果を高める。
- 地域課題解決研究において、コーディネーター等によるシーズマッチングの向上や成果の活用により、同研究事業の活性化を図る。
- 各重点的研究区分について、その運用状況や研究成果について検証する。(35)

#### (2) 学際的・先端的研究の推進

##### ② 重点的研究区分の明確化と研究推進

- 重点研究区分「先端的研究」及び「学長プロジェクト」について、学部・学科等の枠を越えた横断的な研究組織で推進し、全学的な共同研究を活性化する。(36)

#### (3) 研究の質の向上

##### ③ 論文等発表活動の活用

- 各部局等において、査読付き学術論文による研究成果の公表、外部研究資金の積極的な応募や獲得等を通じて、研究の質の向上に取り組む。(37)

## 2 研究推進体制等の整備に関する取組

### (1) 産学官連携の推進

#### ④ 地域における共同研究の推進と地域への還元

- 大学が主体となって地域に情報を発信する多様な機会を設け、大学の知的資源の地域への還元及び共同研究や応用的研究を推進する。
- 地域基盤研究機構と各部局等が連携し、学内の研究シーズ・成果の積極的な公開及び企業等ニーズとのマッチング作業を円滑に行い、外部資金や受託・共同研究資金の獲得に努める。
- 地域の高度なニーズに対応した技術支援・人材育成のため、地域基盤研究機構において、プロジェクト研究センターと企業等による「産学官・地域連携ネットワーク（仮称）」の構築について、引き続き検討する。
- 地域連携センターにおいて「研究者紹介名簿」の概要版冊子及びウェブ・サイトを更新し、両者の活用を図る。

(38)

### (2) 外部研究資金の獲得支援

#### ⑤ 競争的資金の獲得支援

- 地域基盤研究機構において、各学部等による提案公募型の競争的外部資金の獲得に向けて、学外機関とも連携し、研究組織や研究計画のコーディネートを行う。
- 地域基盤研究機構に配置しているリサーチ・アドミニストレーターを中心に、競争的資金の獲得支援や産学共同研究促進等を推進する。
- 地域連携センターにおいて、競争的外部資金等の公募情報を迅速かつ的確に収集し、学内での共有化を図る。
- 各部局等において、引き続き、科学研究費補助金の高い申請率と獲得件数の維持に努める。

(39)

〔数値目標：科学研究費補助金の申請率（応募件数／教員数）… 95%以上〕

〔数値目標：科学研究費補助金の獲得件数… 80件以上〕

〔数値目標：外部資金の年間獲得総額… 2億円以上〕

### (3) 研究費の効果的な配分

#### ⑥ 研究費の効果的な配分

- 基本研究費の配分について、教員の活動実績（教育・研究・地域貢献・大学運営）を総合的に評価し、その結果を活用する取組を継続する。

(40)

### (4) 研究費の適正使用の徹底

#### ⑦ 教職員の意識醸成

- 「研究費の不正使用」及び「研究活動における不正行為」の未然防止のための取組を継続し、研究費の適正使用等に係る教職員の意識の醸成を徹底する。
- 新規採用教職員及び大学院生に対して、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施する。

(41)

### Ⅲ 新たな教育モデルの教育の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

#### 1 新たな教育モデルの構築

##### ① 実践的な教育プログラムの整備

- 設置認可申請に係る文部科学省の審査意見に適切に対応し、認可を受けるとともに、実践英語や課題解決演習、体験・実践活動の実施方法等、教育プログラムの具体化を行う。(42)

##### ② 多様なバックグラウンドを有する教員体制の編制

- 必要に応じて教員を追加するなどし、開学時に必要な教員組織を構築するとともに、担任制など、チームで学生の学びを支援する体制を構築する。(43)

##### ③ コンピテンシーの修得を目指す成績評価制度の整備

- コンピテンシーの修得を目指す成績評価制度を構築し、叡啓大学(設置認可申請中)に導入する学修支援システムを調達する。(44)

##### ④ 意欲ある学生の確保に向けた取組

- 入学者選抜要項及び各選抜区分の募集要項を作成するとともに、設置認可後は速やかに公表し、適切な入学者選抜を実施する。
- パンフレットの作成、大学説明会、個別学校訪問を継続的に実施するとともに、ウェブを利用した効率的な情報発信などの広報を行う。(45)

##### ⑤ 留学生の受入体制の整備

- 海外から受験しやすい留学生選抜方法や秋入学制度の導入など、留学生を受け入れやすい環境の整備に向けて具体化を進めるとともに、広報活動を展開する。(46)

##### ⑥ 実践的な課題解決演習や体験・実践プログラムの展開

- 企業やNPO、大学、国際機関、地方公共団体などの提携先と、実践的なプログラムの具体化に向けて調整を進める。(47)

##### ⑦ 完全クォーター制(4学期制)の学事暦の導入

- 教育プログラムの具体化に併せて、完全クォーター制による令和3年度の学事暦を作成する。(48)

#### 2 1法人2大学による効果的・効率的な運営体制の構築

##### ① 必要な施設の確保と新大学の設置

- 文部科学省の設置認可を受けるとともに、開学時に必要となる大学施設の整備を行う。(49)

##### ② 1法人2大学による効果的・効率的な運営

- 1法人2大学による効果的・効率的な運営体制の整備に向けて、事務局の組織体制や図書館の共同利用方法など、具体的な検討を進める。(50)

## IV 共通する目標（地域貢献、大学連携の推進、学生支援）を達成するために取るべき措置

### 1 地域貢献に関する取組

#### 1-1 地域における人材の育成に関する取組

##### （1）生涯を通じた学びの場の提供

###### ① 地域の人材育成機能の強化

- 地域連携センターと各部局等が連携し、履修証明制度の運用等により、マネジメント能力や専門的スキルの向上に資する講座を開設する。
- HBMSにおいて、スタンフォード大学との連携科目を科目等履修制度の対象として地域に提供する。また、他の授業科目や正課外講座についても、公開授業として広く地域に提供する。

(51)

###### ② リカレント教育プログラムの開発・提供

- 地域基盤研究機構において、履修証明制度を活用した、AI人材育成や宮島学に関する講座等を実施する。
- 同機構において、企業等と共同で教育プログラムの教材開発を検討する。
- HBMSにおいて、地域における経営人材の育成プログラムについて、より高度で先端的な実践的プログラムとして再構築し、文部科学省職業実践力育成プログラム（BP）の指定に向け準備を行う。

(52)

〔数値目標：HBMSにおける社会人教育プログラム等※の受講申込者数…60人〕

【再掲32】※正規課程学生以外を対象とするもの

###### ③ 公開講座等の質的充実

- 地域連携センターと各部局等が連携して、高度な学習ニーズに対応した質の高い公開講座等を企画・実施し、受講者アンケートの結果を分析して、質的改善につなげる。
- 受講後の講座活用を促進するため、有料公開講座や履修証明プログラムで用いる教材の電子的提供について検討する。

(53)

〔数値目標：すべての公開講座受講者の満足度…90%〕

〔数値目標：有料講座受講者の学修成果の活用見込み※…65%〕

※「活用できそう」と答えた割合

###### ④ 大学施設等の地域への開放

- 各キャンパスの図書館を引き続き学外者の利用に供するとともに、図書館機能を活かした企画展示等を実施し、地域への開放に努める。
- 教室や学生食堂、サテライトキャンパスひろしま等、大学施設の地域への貸出を適切に行う。

(54)

### 1-2 地域との連携に関する取組

##### （1）地域貢献・連携機能の強化

###### ⑤ 地域課題の解決と研究成果の還元

- 地域戦略協働プロジェクト事業について、参加した学生の視点を活かし継続的な地域活性化につなげるための意見交換会を実施する。
- 地域課題解決研究において、コーディネーター等によるシーズマッチングの向上や

成果の活用により、同研究事業の活性化を図る。【再掲 35】

- 県内産業の振興や地域課題の解決に資する「地域課題解決研究」を推進し、ウェブ・サイトの活用や成果発表会の開催等により、研究成果に係る情報発信を行い、地域への還元効果を高める。【再掲 35】 (55)

#### ⑥ 連携機能の強化と地域活性化への貢献

- 地域基盤研究機構と各部局等が連携し、自治体や地域団体との意見交換等により地域社会や産業界の課題を抽出し、協働で解決策を探る。【再掲 33】
- 地域の高度なニーズに対応した技術支援・人材育成のため、地域基盤研究機構において、プロジェクト研究センターと企業等による「産学官・地域連携ネットワーク（仮称）」の構築について検討する。【再掲 38】
- 地域基盤研究機構宮島学センターにおいて、宮島学研究・教育の成果を活かして地域との連携活動を推進する。
- 美術館や学外図書館等と連携し、公開講座等の事業を実施し、地域の活性化に貢献する。
- 美術館等の「キャンパスメンバーズ制度」を活用して、ミュージアムツアーを実施するなど、同制度の会員校として文化施設の利用を促進する。 (56)

#### ⑦ 研究シーズの技術移転の促進

- 地域基盤研究機構と各部局等が連携し、各種展示会やイベント、ウェブ・サイト等の活用により、地域貢献・連携活動の成果や実績に関する情報を発信する。
- 地域連携センターにおいて、技術移転等に関する相談に随時、対応する。
- ひろしま産業振興機構、広島県発明協会と協力し、中小企業との共同研究に基づくシーズの特許出願を行う。 (57)

#### ⑧ 産学官交流の推進

- 地域連携センターが中心になって、ひろしま産業振興機構や中国総合通信局、中国経済産業局等の学外の産学交流支援機関と連携し、産学連携交流会等を開催する。 (58)

### (2) 地域貢献・連携活動の質的向上

#### ⑨ 地域貢献・連携活動への学生参加の促進支援及び見える化

- 地域連携センターと各学部等が連携し、自治体等と協働で実施する地域貢献事業などの情報を学生に積極的に提供し、学生の主体的な参加を促す。
- 地域連携センターと各学部等が連携し、学生の学内・学外での多様な実践活動（地域の行事やイベントを支援するボランティア、地域課題解決に係る調査や提案等）への参加を、引き続き促進する。【再掲 19】
- 学生の主体的な活動を含む地域貢献・連携事業の成果について、地域連携センターや各学部等のウェブ・サイト等を通じて引き続き、発信する。
- 地域戦略協働プロジェクト事業について、参加した学生の視点を活かし継続的な地域活性化につなげるための意見交換会を実施する。【再掲 55】 (59)

## 2 大学連携推進に関する取組

#### ⑩ 大学連携の推進

- 一般社団法人教育ネットワーク中国と連携し、SD・FD研修会の共催や、高大連携研究交流会を開催するとともに、同加盟大学等とともに大学連携事業を推進する。

- 県内他大学等との連携の一環として、単位互換制度の運用に取り組む。
- 県内の他大学と共同運用している学術情報リポジトリを活用し、県立広島大学の教育・研究成果報告等の収集・保存並びに公開を推進する。(60)

#### ⑪ サテライトキャンパスの活用

- 一般社団法人教育ネットワーク中国や同加盟大学等とともに、「サテライトキャンパスひろしま」を地域の教育拠点及び学生・社会人の交流拠点として活用する。
- 地域連携センターが主催する各種公開講座等を「サテライトキャンパスひろしま」において開講するほか、自治体や美術館・博物館と連携し、同施設の利用促進を図る。(61)

### 3 学生支援に関する取組

#### ⑫ 学修支援

- 各学部・学科において、学修支援の一環として、教育プログラムの構造の明示、チューターによる学修支援、キャリア・ポートフォリオ・ブックの活用支援、eラーニング教材の活用等に取り組む。
- 全学共通教育科目で初年次に開講する「大学基礎セミナーⅠ・Ⅱ」や論理思考表現科目群の授業を全学的な協力の下で運営するとともに、チューター制度の充実を図り、新入生の大学への移行を支援する。
- 各学部・学科・コースの在学生の実態や必要性に応じて、入学直後の履修指導や入門演習（全学共通教育科目）、定期的な個別面談、国家試験受験対策指導等による学修支援を適切に組み合わせて、着実に行う。
- 学生による書誌の一層の利用を促進するため、利用状況が良好な「学生選書」の取組を継続する。
- 現行の「図書等資料の整備方針」に基づいて、ニーズの高い書誌の活用環境の整備に努める。
- 学術情報センターにおいて、主体的学修の促進につながる適切な学修環境を提供する一環として、図書館の開館時間の拡大を引き続き試行するとともに、図書館ガイダンス、文献検索ガイダンス、データベース活用講習会、学外講師による各種講習会等を開催し、図書館の効果的な活用を図る。(62)

#### ⑬ 課外活動支援

- 大学教育実践センターにおいて、学生の自主的課外活動（3キャンパス交流スポーツ大会、いきいきキャンパスライフ・プロジェクト、ボランティア活動等）を支援する。
- 学業、学術研究・課外・社会活動等において他の模範となる成績を修め、県立広島大学の名誉を著しく高めた学生個人又は団体を、理事長・学長が適時適切に顕彰する。(63)

#### ⑭ 学生の自己形成支援

- 各学部・学科等において、キャリア・ポートフォリオ・ブックを用いた期初面談等、きめ細やかな履修指導を行うことにより、学生の自己形成を支援する。
- 新設学部・学科等の教育課程において、主専攻プログラムや副専攻プログラムの

履修などを通じて、個々の学生が描く将来像の実現につながるよう、きめ細かな学修支援を行う。(64)

#### ⑮ 就職支援

- キャリアセンターにおいて、各部局等と連携して、就職ガイダンス、企業と学生との合同就職懇談会、卒業生を講師とする「キャリア教育シンポジウム」を開催するとともに、個別相談、求人情報の提供等、きめ細かなキャリア形成・就職支援を行う。
- 大学教育実践センターと各学部・学科が連携し、全学共通教育・キャリア開発科目「キャリアビジョン（デベロップメント）」、「インターンシップ」、「ライフデザイン」等の履修を促進する。
- 産学連携によるグローバル人材育成事業、中四国産学連携合宿授業、ディベート演習合同合宿事業等の充実を図る。
- キャリアセンターにおいて、卒業予定者を対象とするキャリアセンター満足度調査を実施し、調査結果を検証し、関係各事業の改善につなげる。(65)

〔数値目標：就職希望者の就職率 … 100%〕

〔数値目標：進路決定の満足度 … 90%〕

#### ⑯ キャリア・アドバイザー・ボードの設置

- 新大学設置準備センターにおいて、プラットフォーム参画団体と連携し、キャリア・アドバイザー・ボードが担う機能を整理する。また、その運用に向けて、叡啓大学（設置認可申請中）のキャリアセンターの設置について検討を進める。(66)

#### ⑰ 卒業生に対するキャリア支援

- キャリアセンターと各部局等が連携し、就職未決定等の希望者に対する既卒者向け求人情報の配信や面談等により、卒業生に対する支援を継続する。
- 卒業生に対してきめ細やかなキャリア支援を行うため、卒業生を対象とするアンケートの回収率の向上につながる具体的方策を検討する。また、各学科、卒業生等と連携して、卒業生のキャリアや職場での悩みなどに関する相談窓口機能の充実を図る。(67)

#### ⑱ 学生生活の支援

- 在学生対象の学生意識調査を実施するとともに、投書箱（ご意見箱）を引き続き運用し、学生の要望を的確に把握し、関係部署と連携して対応する。
- 各部局・チューターと学生相談室等とが連携し、欠席日数の多い学生や休学中の学生に対するチームによる支援を継続する。
- 各部局等において、オフィスアワーの周知を徹底し、その利用促進を図る。
- 大学教育実践センターにおいて、事故や災害等への対応及び感染症対策や薬物乱用防止対策の実施など、学生の心身の健康維持に資する支援を行う。また、事故や災害等への対処のために、学生、教職員の連絡網の定期的な見直しと安否確認演習を行う。(68)

#### ⑲ 経済的支援の実施

- 令和2年度から運用が始まる国の修学支援制度及び本学の授業料減免制度について、在学生や高校生、受験生に広く周知するとともに、経済的支援を適切に実施する。(69)

## ⑳ 学生の「こころ」の健康支援

- 大学教育実践センターにおいて、カウンセリング体制の充実、ピア・サポーターの育成と活用、ピア・プレイスの運営などにより、学生の自己理解や自己決定、心理的不適応等の諸問題に対する解決のための働きかけを継続するとともに、チューター等との円滑な情報共有と支援体制の充実を図る。(70)

## V 法人経営に関する目標を達成するために取るべき措置

### 1 業務運営の改善及び効率化に関する取組

#### (1) 組織運営の改善

##### ① 効率的かつ効果的な運営体制の構築

- 1法人2大学による効果的・効率的な運営体制の整備に向けて、事務局の組織体制や図書館の共同利用方法など、具体的な検討を進める。【再掲 50】(71)

##### ② 資源配分の重点化

- 今後の大学改革の方向性について情報収集に努めるとともに、学部・学科等再編や叡啓大学（設置認可申請中）の設置準備の進捗状況及びスケジュール等を踏まえ、適切な人員配置や財源配分に努める。(72)

##### ③ コンプライアンスの確保

- 内部統制基本方針に基づき、内部統制が有効に機能しているか否かの検証を行い、コンプライアンスの確保と大学経営に係るリスクマネジメントに努める。(73)

#### (2) 教職員の教育力等の向上

##### ④ 多様な教育・研究人材の確保

- 法人の教育、研究、地域貢献の機能向上を図るため、任期制や年俸制等の人事制度を活用し、教育力や研究力等に優れた多様な経歴を有する教員を採用する。(74)

##### ⑤ 教員業績評価制度の適切な運用

- 教員業績評価制度の円滑な運用を図るとともに、課題等を踏まえた制度の改善に継続的に取り組む。(75)

##### ⑥ 教員の教育研究力等の向上

- 教員の教育・研究の遂行に必要な知識及び能力の向上を図るため、FDを着実に実施するとともに、教員学外研修助成制度による学外研究機関への派遣を適切に実施する。
- 教員と職員との協働、学生支援の強化等に係る専門性の向上のため、教職員対象のSD研修(教職員共通)を実施する。(76)

##### ⑦ 職員のマネジメント力の向上

- 職員研修計画を策定し、階層別研修、スキルアップ研修等を学内で企画・実施し、職員の資質向上を図るとともに、学外で開催される研修会等に職員を派遣することで、大学で特に必要となる能力を開発し、大学職員としての意欲と資質を備えた職員の育成に努める。
- 法人職員を公立大学協会等へ研修派遣し、業務遂行に必要な能力を向上させるとともに、高等教育に関する知識を深め、学外機関とのつながりを構築する。

- 教員と職員との協働，学生支援の強化等に係る専門性の向上のため，教職員対象のSD研修（教職員共通）を実施する。【再掲 76】 (77)

### (3) 戦略的広報の推進

#### ⑧ 戦略的広報の展開

- ブランド企画推進室において，大学のブランド価値向上に向けた取組を推進するとともに，その魅力を国内外に向けて積極的に発信する。また，建学 100 周年記念事業として，「広島東洋カープ県立広島大学 PR デー」におけるブース出展等の記念行事を実施するとともに，同記念ウェブ・サイトの運用，ロゴマークやキャラクターを活用した新たなブランディングに取り組む。 (78)

#### ⑨ 多様な広報媒体の活用

- リニューアルしたウェブ・サイトについて，ウェブ版の大学案内特設ページを新設し，コンテンツやニュースを充実させるとともに，ウェブモニタリングによる閲覧状況の分析を行い，滞在時間や満足度の向上につながる改善を図る。
- SNS等の多様な媒体を活用し，広範かつ積極的な広報に取り組む。 (79)

## 2 財務内容の改善に関する取組

### (1) 自己収入の改善

#### ⑩ 外部資金の獲得

- 各部署等において，企業等との共同研究，受託研究を推進するほか，各種競争的資金の獲得に向けた情報収集と申請を行い，外部資金の着実な獲得に努める。
- 地域連携センターにおいて，競争的外部資金等の公募情報を迅速かつ的確に収集し，学内での共有化を図る。【再掲 39】
- 地域基盤研究機構プロジェクト研究センターを中心として，地域の産学官研究拠点形成のため，国庫金を財源とする大型補助金への申請を行う。 (80)

【数値目標：外部資金の年間獲得総額 … 2 億円以上】【再掲 39】

#### ⑪ 多様な収入源の確保

- 地域連携センターと各部署等が連携し，有料公開講座の受講料，商品化された産品に係る知財等の実施に伴う収入の確保に努める。
- 地域連携センター知的財産本部において，権利化された特許の優先的実施権の企業への付与や有償譲渡を検討する。
- 教室や学生食堂，サテライトキャンパスひろしま等，大学施設の地域への貸出を適切に行う。【再掲 54】 (81)

### (2) 経費の抑制

#### ⑫ 人件費の抑制

- 1 法人 2 大学への移行に向けて教職員配置計画を検討し，教員並びに法人職員の各採用方針を策定し，教職員を適切に採用する。 (82)

#### ⑬ 経費の節減

- 叡啓大学（設置認可申請中）と県立広島大学とで共同利用が可能な体育館やグラウンド，図書館について，活用方法の検討を行う。
- 年間を通じて省エネ意識の向上に努めるとともに，夏季・冬季休業期間中の機器・設備の一部停止などにより，省エネ法に基づく数値目標の達成に努める。 (83)

### (3) 資産の管理・運用の改善

#### ⑭ 資産の適正な管理

- 固定資産及び管理物品の実査を引き続き実施し、資産を適正に管理するとともに、教育研究用の高額機器の全学共同利用制度について、円滑な運用に努める。また、その適切な管理・運用に関する教職員への周知・啓発に努める。(84)

#### ⑮ 資金の適正な運用

- 資金管理計画を定め、財務課において、安全性が高く効率的な資金運用を行う。(85)

## 3 自己点検・評価に関する取組

#### ⑯ 到達目標の可視化と各種データ・資料の収集と活用

- 各部局等において、具体的な取組内容と到達点（レベル）を設定した年度計画の策定に努める。
- 法人や大学の運営状況を示す指標となる各種データや資料を継続的に収集・蓄積し、その分析を継続するとともに、教学 I R の導入により、これらの体系的な収集・蓄積と活用を開始する。(86)

#### ⑰ 自己点検・評価の実施と評価結果の活用

- 各部局等や業務評価室による自己点検・評価、並びに広島県や同公立大学法人評価委員会への関係資料の提出などを適切に行うとともに、速やかにその結果をウェブ・サイトで公表する。
- HBMSにおいて、教育課程や学生支援等に関する資料を収集・整理・分析し、「点検・評価報告書」に適切に反映させるとともに、公益財団法人大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価を受審する。【再掲 29】(87)

#### ⑱ 目標・課題の共有化

- 目標・計画委員会が主催する目標・計画に係る説明会（前期・後期各1回）の開催等により、教職員に大学の経営理念を浸透させるとともに、年度計画の周知徹底を図る。(88)

## 4 その他業務運営に関する重要な取組

### (1) 危機管理・安全管理

#### ⑲ 危機管理・安全管理

- 大規模災害の発生に備えた非常用物資を計画的に備蓄するとともに、消防計画に基づく訓練を3キャンパスで実施する。
- 危機管理委員会を開催し、危機管理体制の充実を図るとともに、必要に応じて危機管理マニュアルの見直しを行う。
- 新型コロナウイルス感染症対策について、感染状況や政府の方針等を踏まえ適切に実施するとともに、本学の取組内容を在学生や教職員等に速やかに周知する。(89)

#### ⑳ 安全保障輸出管理の体制整備と運用

- 地域連携センター安全保障輸出管理室を中心に、各部局と連携して、安全保障輸出管理規程の適切な運用に努める。
- 中国地域安全保障輸出管理ネットワークに参画し、関係機関との連携を強化するとともに、研究者対象の安全保障輸出管理セミナーを実施し、リスク回避のための情報

を提供する。

(90)

## (2) 社会的責任

### ⑳ 人権尊重・法令遵守

- 「ハラスメント防止ガイドライン」及び「ハラスメント等の防止等に関する規程」の趣旨をすべての在學生や教職員等に周知徹底するとともに、教職員向けの研修会等の啓発活動を実施する。
- 全学共通教育科目「人権論」，「法学」，「日本国憲法」やダイバーシティ科目群の授業をはじめ、講習会やポータル配信等、様々なチャンネルを通じて、人権尊重や法令遵守に関する在學生の意識向上に努める。
- 教育・研究機関としての県立広島大学の社会的責任として、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に資する取組を推進する。

(91)

## (3) 情報公開の推進

### ㉑ 情報公開の推進

- ウェブ・サイトを通じた財務諸表や法人会議議事録等の情報公開、並びに「大学ポータルサイト」の活用により、支援者等への適切な情報提供に努める。
- 事業実績や財務状況等をまとめた「アニュアルレポート」を作成し、ウェブ・サイトで公表する。

(92)

## (4) 施設設備の整備・活用

### ㉒ 計画的な施設の整備・活用

- ワーク・クライメイト・マネジメント課において、学修環境及び執務環境の充実と、老朽化した施設設備の更新を一体的・計画的に進める整備計画を適宜見直すとともに、年次計画を作成・実施する。
- 財務課において、叡啓大学（設置認可申請中）用の建物を購入し、広島県から土地の現物出資を受ける（令和2年6月予定）準備を、引き続き行う。

(93)

### ㉓ ICTを活用した学修・研究システムの整備

- ワーク・クライメイト・マネジメント課において、新たに導入する新遠隔講義システムについて、利用者向けの研修を実施するとともに、活用状況を把握し、必要に応じて改善策を講じるとともに、叡啓大学（設置認可申請中）での活用方法を検討する。
- ラーニングコモンズ等において、キャンパス間の遠隔講義やミーティング等を容易に行うことができるポータブル型通信機器を新たに導入する。
- 情報セキュリティ意識の向上を図るため、教職員を対象とした情報セキュリティに係る自己点検アンケートや研修会を実施する。
- 外部からのサイバー攻撃による被害を未然に防ぐため、定期的に不正アクセス等を監視するほか、引き続き予防と啓発に努める。

(94)

## (5) 支援者等との連携

### ㉔ 支援者等との連携強化

- ウェブ・サイト等を通じて、県立広島大学の教育研究活動に関する情報提供の充実を図るとともに、本部総務課が中心になって、保護者からの要望を踏まえた後援会会員対象の事業を実施する。
- 「県立広島大学へのご支援」（寄附）のウェブ・サイトを活用し、支援者等に学生の地域貢献活動などの情報を的確に提供することを通して、支援・寄附の受入を進める。

(95)

## Ⅵ 予算、収支計画及び資金計画

### 1 予算（令和2年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金収入	3,871
学生納付金収入	1,680
診療センター収入	24
その他の自己収入	80
目的積立金取崩	115
外部資金収入	100
補助金収入	445
計	6,317

区 分	金 額
支出	
人件費	3,887
一般管理費	743
教育研究経費	540
教育研究支援経費	496
学生支援経費	87
診療経費	12
寄宿舍経費	2
外部資金事業費(受託等分)	100
外部資金事業費(補助金分)	0
施設整備費	445
計	6,317

注1) 収入について、運営費交付金収入は、標準運営費交付金収入のみを計上しており、特定運営費交付金(退職手当・赴任旅費等特定の経費に充当)収入は計上していない。

注2) 支出について、特定運営費交付金に係る支出は計上していない。

注3) 外部資金には、科学研究費補助金(間接経費を除く。)を含まない。

## 2 収支計画（令和2年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	5,873
經常費用	5,873
業務費	4,861
教育研究等経費	874
外部資金等経費	100
人件費	3,887
一般管理費	709
財務費用	9
雑損	0
減価償却費	292
臨時損失	0

区 分	金 額
収入の部	5,758
經常収益	5,758
運営費交付金収益	3,748
学生納付金収益	1,680
外部資金等収益	100
補助金等収益	0
資産見返運営費交付金戻入	107
資産見返物品受贈額戻入	16
財務収益	1
雑益	103
臨時利益	0
純利益	-115
目的積立金取崩額	115
総利益	0

注1) 収支計画と予算との額の違いは、資産取得及び減価償却に係るものである。

### 3 資金計画（令和2年度）

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	12,017
業務活動による支出	5,570
投資活動による支出	6,278
財務活動による支出	167
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	12,017
業務活動による収入	5,870
学生納付金収入	1,680
外部資金収入	100
運営費交付金収入	3,871
雑収入	218
投資活動による収入	6,146
財務活動による収入	0

注）資金計画と予算との額の違いは、資金運用に係るものである。

### Ⅶ 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度

5億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定される。

### Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

### Ⅸ 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## **X 県の規則で定める業務運営に関する事項**

1 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する  
計画

前中期目標期間繰越積立金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

2 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし